

石巻市職員採用試験（学校推薦特別選考）実施要領

1 趣旨

この要領は、石巻市職員採用試験において、高等学校又は高等専門学校（以下「高校等」という。）の推薦を受けた者を対象とする特別選考（以下「特別選考試験」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象職種等

特別選考試験の実施に係る対象職種及び採用人数は、その都度、市長が別に定めるものとする。

3 受験資格

特別選考試験は、次の各号のいずれにも該当する者でなければ、受けることができない。

- (1) 市長が別に定める期間内に生まれた者
- (2) 在学する高校等の校長の推薦を受けた者
- (3) 土木に関係の深い科目を履修している者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者

4 推薦基準

高校等の校長は、次の各号のいずれにも該当する者に限り、推薦することができる。

- (1) 石巻市の求める職員像（※）にふさわしい資質及び能力を有するとともに、学業成績が優秀であると校長が認める者
- (2) 受験の申込みを行おうとする日の属する年度の3月31日までに在籍する高校等を卒業する見込みがあり、石巻市に確実に勤務できると学校長が認める者
- (3) 高校等の卒業後に石巻市職員になることを第一志望とする者

※ 石巻市の求める職員像

- ・常に市民の立場に立って物事を考え行動する「市民感覚を有する職員」
- ・高い目標を掲げ、新しい課題に積極的に取り組む「チャレンジ精神を有する職員」
- ・常に人間として成長を目指し、向上心を持つ「豊かな人間性を有する職員」

5 推薦人数

同年度内において高校等の校長が推薦することができる者は、1校につき1人とする。

6 出願方法

- (1) 推薦を希望する者は、石巻市職員初級（高校卒程度）採用試験要項《学校推薦特別選考》（以下「試験要項」という。）を確認し、石巻市職員採用試験（学校推薦特別選考）エントリーシート（様式第1号）を作成した上で、別に定める必要書類の作成を高校等に依頼するものとする。
- (2) 高校等は、推薦を希望する者を取りまとめ、第4項各号に定める基準により、推薦を行う者（以下「被推薦者」という。）を決定するものとし、決定後は、被推薦者

に推薦することとする旨を連絡し、石巻市職員採用試験（学校推薦特別選考）推薦書（様式第2号）及び成績証明書（高校等で定める様式による。）を被推薦者に交付する。

- (3) 被推薦者は、人事課長が定める申込フォームから特別選考試験に申し込むとともに、前2号に掲げる書類を郵送により、石巻市に提出する。なお、出願書類の提出に当たっては、封筒表面に「学校推薦特別選考推薦書在中」と朱書きするものとする。

7 その他

- (1) この要領に定めのない事項については、試験要項で定める。
- (2) 特別選考試験に合格した者であっても、受験の申込みを行った日の属する年度の3月31日までに推薦を受けた高校等を卒業できず、同年4月1日から本市に就業することができない者にあつては、合格及び採用を取り消すものとする。